

○上田地域広域連合広報紙「うえだ広域」有料広告掲載実施要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、上田地域広域連合（以下「広域連合」という。）が発行する広報紙「うえだ広域」（以下「広報紙」という。）の有料広告（以下「広告」という。）掲載に関し、上田地域広域連合有料広告掲載要綱（令和7年上田地域広域連合告示第3号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告は、広報紙の指定された場所に掲載するものとし、規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、1枠を縦50ミリメートル、横175ミリメートルとする。
- (2) 広告の刷色は、原則として広告掲載箇所の広報紙本文と同色とする。

(広告掲載料)

第3条 広告の掲載料は、各号につき1枠33,000円（税込み）とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、原則として各号の裏表紙の下部とする。

- 2 広告の掲載枠数は、広報紙1号につき1枠とする。
- 3 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため、広告欄と表示するものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙または広域連合ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、上田地域広域連合有料広告掲載申込書（様式第1号）により、広告原稿案及び申請日から3月以内に取得された納税義務のある市区町村税の納税証明書を添付し、指定された期日までに広域連合長に提出するものとする。

(広告掲載の回数)

第7条 同一申込者における同一年度内の、広報紙への広告の掲載は、1回限りとする。ただし、他に申込みがなかった場合は、この限りではない。

(広告の審査)

第8条 広告の範囲等の審査並びに広告主の審査は、要綱第6条に規定する上田地域広域連合広告審査委員会（以下「委員会」という。）が内容等について審査を行う。

(掲載可否及び順位の決定)

第9条 広域連合長は、委員会の広告審査結果に基づき、掲載者等を決定し、各該当者に対して、上田地域広域連合有料広告掲載審査結果通知書（様式第2号）及び上田地域広域連合有料広告掲載決定通知書（様式第3号）又は上田地域広域連合有料広告不掲載決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

2 審査の結果、掲載が適当と判断された広告掲載の申込者が2以上あった場合は、抽選を行い、掲載順位を決定するため、当該申込者に上田地域広域連合有料広告掲載者抽選参加通知書（様式第5号）を通知する。

3 抽選により順位が確定した後、次の各号により通知するものとする。

(1) 抽選結果の順位1位となった者に対して、上田地域広域連合有料広告掲載決定通知書（様式第3号）を通知する。

(2) 抽選結果の順位2位以下となった者に対して、上田地域広域連合有料広告掲載抽選結果通知書（様式第6号）を通知する。

(広告料の納入)

第10条 広告主は、広域連合長が指定する期日までに、広域連合が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を広域連合長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が要綱及びこの要領に違反したとき。
- (2) その他広域連合長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 広域連合長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、上田地域広域連合有料広告掲載取消通知書(様式第7号)により、その結果を広告主に通知する。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、上田地域広域連合有料広告掲載取下申出書(様式第8号)により、広域連合長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 既に納付を受けた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由により広告掲載を中止したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。